

福山市自治会連合会あけぼの基金要綱

平成4年3月21日

要綱第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、福山市自治会連合会あけぼの基金規程第6条の規定に基づきあけぼの基金の運用に関して必要な事項を定めるものとする。

(管理益金の使途等)

第2条 この基金から生ずる収益は次の各号に掲げる事業に使用するものとする。

- (1) 自治会（町内会）活動支援事業
- (2) 自治会（町内会）活動活性化事業

(事業実施の方法)

第3条 前条に掲げる事業の実施方法は次のとおりとする。

前条第1号の事業については、地域特性を活かした活発な活動により、住みよいまちづくりをすすめる自治会（町内会）を顕彰して行うものとする。

2 前条第2号の事業については、福山市自治会連合会が実施する指導者の養成を図るための事業とする。

(支援されるものの決定)

第4条 第2条第1号の規定により支援されるものは、選考委員会（以下「委員会」という。）において決定する。

(委員会)

第5条 委員会は、福山市自治会連合会常任理事を委員として組織する。

(会長)

第6条 委員会の会長は、福山市自治会連合会長をもって当てる。

2 会長に事故あるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者が、その職務を代理、代行する。

(会議の招集)

第7条 委員会の会議は、会長が招集する。

(議事及び運営)

第8条 委員会の会議の議長は、会長がこれに当たる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 前2項に定めるもののほか、委員会の議事及び運営の細目については、委員会で定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月11日から施行する。